

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

項目

- ① 当センターが提供するサービス相談窓口
- ② 事業者
- ③ 事業所の概要と事業の目的
- ④ 職員の職種、員数および職務内容
- ⑤ サービスの内容紹介
- ⑥ 利用料金と食費、滞在費の紹介
- ⑦ 利用料金のお支払い方法
- ⑧ 契約の終了に関する事項
- ⑨ 緊急時の連絡先
- ⑩ 苦情の受付
- ⑪ 協力医療機関
- ⑫ 事故発生時の対応
- ⑬ 衛生管理
- ⑭ 虐待防止・身体拘束禁止に関する当施設の方針
- ⑮ 業務継続計画の策定

シ ョ ー ト ス テ イ 清 川 の 里

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(秋田県指定 第0570322727号)

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事項について説明いたします。

当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。なお、要介護認定を受けていない方であってもサービスのご利用は可能です。

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話番号（直通）	(0182) 32-2848
F A X	(0182) 36-1516
担当者名	管理者 高橋 旬也

(ご不明な点は何でもおたずね下さい)

2. 施設経営法人

- (1) 法人名 シヤイニングワンスターズ 株式会社
- (2) 法人所在地 秋田県横手市清川町13番16号
- (3) 電話番号 0182-33-2477
- (4) 代表者氏名 代表取締役 金沢 直樹
- (5) 設立年月日 平成26年4月2日

3. 利用事業所

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護 平成26年6月1日指定
介護予防短期入所生活介護 平成26年6月1日指定
秋田県指定・第0570322727号

(2) 事業所の目的

当指定短期入所生活介護(ショートステイ)は、ご契約者(利用者)に対し、介護保険法令の主旨に従って、ご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要な援助および機能訓練等を行い、ご契約者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、向上並びにご契約者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とし、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供するものです。

- (3) 事業所の名称 ショートステイ「清川の里」
- (4) 事業所の所在地 秋田県横手市清川町13番16号
- (5) 電話番号 0182-32-2848
F A X 0182-36-1516
- (6) 管理者 高橋 旬也

- (7) 開設年月日 短期入所生活介護 平成26年6月1日指定
 介護予防短期入所生活介護 平成26年6月1日指定
 (8) 利用定員 30名(1日あたり)

4. 職員の配置状況

(1) 各職種の勤務体制

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	常 勤	非常勤	常 勤 換算数	勤 務 時 間
管理者	1名	1名	0名	1名	日勤 8:30~17:30
生活相談員	1名	1名	0名	1名	日勤 8:30~17:30
介護職員	9名	11名	5名	13.7名	日勤 7:00~16:00 8:00~17:00 11:00~20:00 夜勤 17:00~10:00
看護職員	1名	2名	1名	1.9名	日勤 8:30~17:30
機能訓練指導員	1名	2名	0名	0.4名	日勤 8:30~17:30
栄養士	1名	1名	0名	1名	日勤 9:00~18:00
医師	1名	0名	1名	0.1名	毎月第2月曜日往診

(2) 職種内容

職 種	内 容
管理者	・当事業所における職員の管理、業務の管理を統括します。
生活相談員	・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活援助を行います。
介護職員	・ご契約者の日常生活上ならびに健康保持のための相談、助言等を行います。
看護職員	・主にご契約者の健康管理や療養上のお世話を行うほか、日常生活上の看護や介助、機能訓練の指導を行います。
機能訓練指導員	・ご契約者の機能訓練を看護職員が担当いたします。
栄養士	・栄養士が、毎日加リーを考えて食事を提供します。
医師	・医学的検知からご契約者の療養上必要な医療指示や、健康保持に必要な相談や助言をおこないます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

① 送迎（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通）

- ・ ご契約者からのご要望があれば、ご自宅と事業所間を送迎いたします。原則として職員が付添いのうえ、ご自宅前か玄関前まで送り迎えいたします。通常の送迎の実施区域については、横手市全域・大仙市（角間川・花園地区まで）とします。

※ ただし、ご自宅周辺の道路事情（極端に狭い路地や一方通行規制、山間部での入り組んだ地形に住居が点在している箇所等）によっては、ご家族の付添いのもと、車に乗れる位置まで移動していただく場合もあります。

※ 送迎車両には介護職員が添乗し、乗降時や車中での介助、交通事情等における安全の確保に努めます。

② 食事（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通）

- ・ 栄養バランスと季節感を考慮したお食事を提供いたします。
- ・ ご契約者が体調不良又は食欲不振等により通常の食事内容では困難とされた場合や、医療上の食事管理下におかれている場合には、食事形態の変更を提案いたします。
- ・ 食堂ホールや居室など、ご契約者のお好みに応じた場所・お時間でお食事ができます。（朝食7:30～9:30 昼食11:30～13:30 夕食17:30～19:30）
- ・ 午前午後に各一回ずつ水分補給の時間を設けています。その際には、各種お飲物と、おやつをお召しあがりいただけます。

③ 入浴（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通）

- ・ ご契約者の健康状態および身体状況にあわせ、常に安全・快適な入浴を提供いたします。

【一般浴槽】

浴槽内の構造が階段状となっており、楽な姿勢で安全に浴槽に入りやすいのが特徴です。

【簡易特浴】

寝たきりの方やそれに準ずる状態にある方が楽な姿勢で安全に入浴できるのが特徴です。

④ 排泄（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通）

- ・ ご契約者の身体状況に応じて排泄誘導および介助、排泄動作の自立に向けた適切な援助を行います。
- ・ オムツ交換時や排泄に係わる対応においては、仕切りカーテンでプライバシーの保護に徹底いたします。
- ・ トイレ内は車椅子でもゆっくりと移動できるスペースをもち、各所操作設備は利便性に配慮した設計となっております。

⑤ 機能訓練（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

- ・ 機能訓練指導員により、心身等の状況に応じて日常生活を送る為に必要な機能回復、およびその減退を防止する各種訓練、レクリエーション活動を行います。
また、毎日の生活が楽しめるという意識転換を図る場として、精神的に充実出来るサポートをいたします。

< サービス利用料金（1日あたり） >

① 1-1-1) 短期入所生活介護利用料（多床室）※1割負担の方

要介護度	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金
要介護度1	6,450円	645円
要介護度2	7,150円	715円
要介護度3	7,870円	787円
要介護度4	8,560円	856円
要介護度5	9,260円	926円

1-1-2) 介護予防短期入所生活介護利用料（多床室）※1割負担の方

要支援1	4,790円	479円
要支援2	5,960円	596円

1-2-1) 短期入所生活介護利用料（多床室）※2割負担の方

要介護度	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金
要介護度1	6,450円	1,290円
要介護度2	7,150円	1,430円
要介護度3	7,870円	1,574円
要介護度4	8,560円	1,712円
要介護度5	9,260円	1,852円

1-2-2) 介護予防短期入所生活介護利用料（多床室）※2割負担の方

要支援1	4,790円	958円
要支援2	5,960円	1,192円

1-3-1) 短期入所生活介護利用料（多床室）※3割負担の方

要介護度	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金
要介護度1	6,450円	1,935円
要介護度2	7,150円	2,145円
要介護度3	7,870円	2,361円
要介護度4	8,560円	2,568円
要介護度5	9,260円	2,778円

1-3-2) 介護予防短期入所生活介護利用料（多床室）※3割負担の方

要支援1	4,790円	1,437円
要支援2	5,960円	1,788円

2-1-1) 短期入所生活介護利用料（個室）※1割負担の方

要介護度	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金
要介護度1	6,380円	638円
要介護度2	7,070円	707円
要介護度3	7,780円	778円
要介護度4	8,470円	847円
要介護度5	9,160円	916円

2-1-2) 介護予防短期入所生活介護利用料（個室）※1割負担の方

要支援1	4,790円	479円
要支援2	5,960円	596円

2-2-1) 短期入所生活介護利用料（個室）※2割負担の方

要介護度	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金
要介護度1	6,450円	1,290円
要介護度2	7,150円	1,430円
要介護度3	7,870円	1,574円
要介護度4	8,560円	1,712円
要介護度5	9,260円	1,852円

2-2-2) 介護予防短期入所生活介護利用料（個室）※2割負担の方

要支援1	4,790円	958円
要支援2	5,960円	1,192円

2-3-1) 短期入所生活介護利用料（個室）※3割負担の方

要介護度	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金
要介護度1	6,450円	1,935円
要介護度2	7,150円	2,145円
要介護度3	7,870円	2,361円
要介護度4	8,560円	2,568円
要介護度5	9,260円	2,778円

2-3-2) 介護予防短期入所生活介護利用料（個室） ※3割負担の方

要支援1	4,790円	1,437円
要支援2	5,960円	1,788円

- ② 送迎費…片道1回あたり：1,840円（往復：3,680円）
 ※但し、介護保険適用時の自己負担金は184円（往復：368円）です。

③ 滞在費・食事費

- 1) 滞在費・食事実費負担分として負担限度額・基準費用額の手続きを終了された方

（多床室）

※「第4段階」が「基準額」となっています。

	滞在費	食事費
第1段階の方	0円	470円
第2段階の方	430円	770円
第3段階①の方	430円	1,170円
第3段階②の方	430円	1,470円
第4段階の方	915円	1,615円

※食費は3食召し上がった際の1日の自己負担金です。

（個室）

※「第4段階」が「基準額」となっています。

	滞在費	食事費
第1段階の方	380円	470円
第2段階の方	480円	770円
第3段階①の方	880円	1,170円
第3段階②の方	880円	1,470円
第4段階の方	1,231円	1,615円

2) 食事費

朝食代：400円（税込み）

昼食代：665円（税込み）

夕食代：550円（税込み）

※食事費は1食毎の料金で計算いたします。

- ④ サービス提供体制強化加算Ⅲ… 介護従業者の専門性等のキャリアの評価

要支援者：1日あたり 60円（介護保険適用時：6円）

要介護者：1日あたり 60円（介護保険適用時：6円）

- ⑤ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ… 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して介護報酬に加算されるもので、利用料にも加算されます。

全体の利用金より、食費・滞在費を除いた金額の1000分の136に相当する金額です。

- ⑥ 看護体制加算Ⅲ 2…常勤の看護師を1名以上配置し、算定年度の前年度または算定月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3～5の割合が70%以上の場合に算定される。

要支援者：1日あたり 60円（介護保険適用時：6円）
要介護者：1日あたり 60円（介護保険適用時：6円）

(2) キャンセル料

ご契約者のご都合でサービスを中止する場合でも、キャンセル料はいただきません。

6. 支払い方法

※当センターは、ご契約者に対し、サービス提供日・提供したメニュー・利用料等の内訳を記載した明細書を1ヶ月ごとに作成し、請求（送付）させていただきます。お支払いは、銀行口座からの引き落とし、口座振り込み、現金払いとさせていただきます。

ア、短期入所生活介護が、介護保険の適用を受ける場合、自己負担金とし利用料の1～3割（※）をお支払いいただきます。※介護保険負担割合証参照
イ、提供を受ける短期入所生活介護が、保険給付の適用を受けない部分については、利用料等の全額をお支払いいただきます。
ウ、ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担金を除く金額が介護保険から払い戻されます。（介護保険法令に基づく保険給付の償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。当事業所より、ご契約が保険給付申請（市町村において）に必要とする事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。
エ、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額も変更いたします。

7. サービスの利用（申し込み）方法

まずは、お電話でお申し込み下さい。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1か月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい
※介護予防サービス支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

8. 契約の終了

利用予定日の前にご契約者の都合により、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止、変更する事が出来ます。この場合にはサービスの実施日前になるべくお早めに事業者に申し出て下さい。

- ① ご契約の都合により契約を解約する場合
 - ・ ご契約者は当事業所に対し、1週間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解約することができます。ただし、ご契約者が病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知であっても契約を解約できます。
- ② 当事業所の都合により契約を解約する場合
 - ・ 当事業所のやむを得ない事情により、ご契約者に対して約30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、契約を解約させていただく場合があります。
- ③ 以下の事由に該当した場合は、ご契約者は文書で通知することによって、即座に契約を解約することができます。
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ・ ご契約者の守秘義務に反した場合。
 - ・ ご契約者およびご家族に対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 以下の事由に該当した場合は、当事業所は文書で通知することによって、即座に契約を解約することができます。
 - ・ ご契約者がサービスの利用料金の支払いを6か月以上遅滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合。
 - ・ ご契約者が入院もしくは病気等の理由により、3か月以上にわたってサービスのご利用ができない状態であることが明らかになった場合。
 - ・ ご契約者やご家族が、当事業所や当事業所従業員に対して背信行為を行った場合。
- ⑤ 以下の事由に該当した場合は、双方の通知がなくても契約は自動的に終了となります。
 - ・ ご契約者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・ 介護保険給付でご契約者の要介護認定区分が、要支援又は非該当(自立)と認定変更された場合。ただしこの場合はサービス条件を変更して再度契約(もしくは更新)することができます。(短期入所生活介護)
 - ・ 要介護認定または要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合。ただし、この場合はサービス条件を変更して再度契約(もしくは更新)することができます。(介護予防短期入所生活介護)

※前述の要介護区分から要支援区分、要支援区分から要介護区分へ変更となった場合、原則として契約を終了するものとしますが、条件を満たした後も引き続き当事業所を利用する明確な意向が確認でき、且つ契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は契約者の要介護度又は要支援度に準じた条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

- ・ ご契約者が死亡された場合。

※事業者は、契約者に対する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、契約終了後もそれを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

9. 健康上の理由による中止

- ・ 風邪、病気の際は事前にサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は看護職員の判断により、サービスの提供をお断りすることがあります。その場合ご家族にご連絡の上、適切に対応いたします。
- ・ ご利用中にご利用者の体調が悪くなった場合には、ご家族にご連絡の上、適切に対応いたします。また、必要に応じて主治の医師に連絡をとる等、必要な措置を講じます。
- ・ サービスを中止した場合、予約状況の都合上、サービスの中止の期間を伺い日程調整を図らせて頂く場合があります。またサービス中止期間が不明瞭な場合、担当の居宅介護支援専門員とご家族様と十分に協議の上で、利用中止の期間を図らせて頂きます。

緊急時の連絡先		
ご契約者の主治医	医師名	
	医療機関の名称	
	診察科	
	入院設備の有無	
	救急指定の有無	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	連絡先 (1)	氏名 番号 御関係
	連絡先 (2)	氏名 番号 御関係
	連絡先 (3)	氏名 番号 御関係

※但し、ご契約の主治医様が当施設より遠距離及び、他市町村、ご契約者の状態が著しく優れないと判断した際は協力病院への搬送、受診となりますのでご了承下さいませ。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は専用窓口で受け付けます。

受付担当者名	管理者 高橋 旬也
	生活相談員 熊谷 勇介
受付時間	午前8時30分より午後5時30分まで随時受付けております

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横手市福祉事務所 まるごと福祉課	所在地 横手市中央町8番2号 横手庁舎4階 電話番号 0182-35-2134 FAX 0182-32-9709 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険団体 連合会	所在地 秋田市山王4丁目2-3 電話番号 018-862-6864 FAX 018-883-1551 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
秋田県福祉サービス 相談支援センター (秋田県運営適正化 委員会)	所在地 秋田市旭北栄町1-5 電話番号 018-864-2726 FAX 018-864-2742 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(3) 当事業所には第三者評価は設置していません。

11. 協力医療機関

- (1) 医療機関の名称 八木橋医院
- (2) 医師 塚本 茂樹
- (3) 所在地 秋田県横手市前郷一番町11-7
- (4) 電話番号 0182-32-0682

12. 事故発生時の対応について

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用中に利用者に病状の急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに家族や主治医に連絡すると共に、当事業所管理者並びに生活相談員に連絡し、必要な措置を講じます。

また、夜間等に看護職員不在時には、電話にて連絡が取れるよう体勢を整えております。

13. 衛生管理について

- (1) 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕で使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。
- (2) 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね4月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

14. 高齢者虐待防止・身体拘束禁止に関する制度の理解

事業者は、厚生労働省が推進する「高齢者虐待の例」「身体拘束禁止の対象となる具体的な行為」を基とし、基本的な知識を高めた上「高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する定義」を活用しながら高齢者虐待防止に関しましては、それと見受けられるまたは、準ずると判断した際は高齢者虐待防止法により適切な手順・連絡方法により各市町村へご連絡させていただく事とします。また、身体拘束に関しましては、「身体拘束ゼロ作戦（厚生労働省推進）」の趣旨に則り廃止、撲滅を念頭におきまして支援に取り組む事といたします。

当事業所利用契約以前に「身体拘束（準ずる行為）」を実施されている方につきましては、事業所における身体拘束廃止・撲滅会議による結果によりましては、いかなる理由におきましても拘束をお断りする事があることとします。

虐待の発生又はその再発を防止するため、具体的に次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者：介護員 高橋悠

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者：介護員 高橋悠

<重要事項説明書付属文書>

1、施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造

(2) 施設の設備等

設 備 等		車 両	
ホ ー ル	1 2 5 . 6 2 m ²	送迎車両	2 台
浴 室A	1 7 . 3 5 m ²		
脱 衣 室A	3 . 5 3 m ²		
浴 室B	1 6 . 7 7 m ²		
脱 衣 室B	1 0 . 9 2 m ²		
療 養 室	(ベット) 3 0 台		

2、経営法人の概要

(1) 法人名 シャイニングワンスターズ 株式会社
(2) 法人所在地 秋田県横手市清川町13番16号
(3) 電話番号 0 1 8 2 - 3 3 - 2 4 7 7
(4) 代表者氏名 代表取締役 金沢 直樹
(5) 設立年月日 平成 2 6 年 4 月 2 日

3、営業について

営業日	毎日
営業時間	2 4 時間
休業日	なし

4、サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備上の注意

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、またはわずかな注意をはらえば避けられたことにも関わらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合もあります。
- ・他のご契約者や当事業所の従事者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行うことはできません。

(2) 喫煙

- ・事業所内では指定された喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) 持ち込みの制限

- ・なま物の食物（ご飯類・漬物・生菓子等）やお酒は持ち込みできません。
- ・当事業所が不適切と判断する食物および物品は持ち込みできません。